

行政制度調整方針案総括表

1. 各種事務事業

- (1) 新津市に係る事務事業について、調整方針案を提出する。(227項目 216項目)
- (2) 新潟地域合併問題協議会で合意した調整方針を変更するものは次のとおり。

項 目	変更内容
障害者紙おむつ支給事業	新潟市において、16年度より制度新設。 変更前 (新潟市)「合併時まで、新たな制度を検討する。」 (新津市)「新潟市の制度を適用する。」 ↓ 変更後 (新潟市) (新津市)「新潟市の制度を適用する。」
行政出張講座開催事業	新潟市において、16年度より制度新設。 変更前 (新潟市)「制度なし。ただし合併後、全市展開を含めて、その内容について検討していく。」 (新津市)「制度なし。ただし合併後、全市展開を含めて、その内容について検討していく。」 ↓ 変更後 (新潟市) (新津市)「新潟市の制度を適用する。」

- (3) 新潟地域合併問題協議会で未合意の「国民健康保険料率・納期等の状況」について、調整方針案を提出する。

調整方針案

「新潟市の制度に統一する。ただし、引き続き新津市域で国民健康保険に加入している世帯においては、合併年度は現行のとおりとする。」

- (4) (2)(3)以外については、新潟地域合併問題協議会で合意した調整方針に変更なし。

2. 各種事務事業以外の行政制度

(1) 新津市に係る項目について調整方針案を提出する。

〔項目数を変更するもの
一部事務組合等 48 団体 14 団体， 慣行の取扱い 7 項目 5 項目〕

(2) 新潟地域合併問題協議会で合意した調整方針を変更するものは以下のとおり。

項 目	変更内容
合併の方式 財産の取扱い 一般職の職員の取扱い 特別職の職員の取扱い 一部事務組合等の取扱いのうち ・新潟県中東福祉事務組合 ・四市中東蒲原老人福祉施設事務組合 ・新潟県市町村職員共済組合 ・地方公務員災害補償基金 ・新潟地域広域市町村圏協議会 ・新潟県国民健康保険団体連合会 ・新潟県新津保健所管内市町村予防接種健康被害調査委員会 ・市議会議員共済会 ・新潟地区消防応援協議会 ・三市中東視聴覚教育協議会 使用料・手数料の取扱いのうち ・一般廃棄物処理手数料（ごみ処理手数料） 公共的団体等の取扱い 各種団体への補助金・交付金の取扱い 町字名の取扱い 慣行の取扱い	調整方針案の内容についての変更はないが，市町村名等に係る部分を文言整理した。 <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>【例】</p> <p>一般職の職員の取扱い</p> <p>変更前</p> <p>(1) <u>新津市，白根市，豊栄市，小須戸町，横越町，亀田町，岩室村，西川町，味方村，潟東村，月潟村及び中之口村</u>の定数内職員及び定数外の休職中等の職員は，全て新潟市の職員として引継ぐ。</p> <p>(2) 職員の任免，給与その他の身分の取扱いについては，新潟市の職員と不均衡が生じないように公正に取扱うものとし，その細目は<u>関係市町村</u>の長が別に協議して定める。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>変更後</p> <p>(1) <u>新津市</u>の定数内職員及び定数外の休職中等の職員は，全て新潟市の職員として引継ぐ。</p> <p>(2) 職員の任免，給与その他の身分の取扱いについては，新潟市の職員と不均衡が生じないように公正に取扱うものとし，その細目は<u>両市</u>の長が別に協議して定める。</p> </div>

項 目	変更内容
地方税の取扱い	<p>個人市町村民税 平成 16 年度税制改正により，均等割の標準税率が統一されたため，調整方針案を「新潟市の制度に統一する。」とし，経過措置部分を盛り込まない。</p> <p>法人市町村民税 新潟市と新津市の税率が同じため，調整方針案を「新潟市の制度に統一する。」とし，経過措置部分を盛り込まない。</p>
地域審議会の取扱い	<p>協議内容に，第 27 次地方制度調査会の答申内容が法制化された場合，その内容を反映させていくことを記載するとともに，会議に関する規定など必要な条項を加えた。</p>
農業委員会の取扱い	<p>次の内容の調整方針案とする。</p> <p>新津市農業委員会が所管する区域に，1 つの農業委員会を設置し，選挙による委員の定数を 15 人とする。</p> <p>新潟地域合併協議会で 12 市町村が合意した，農業委員会の取扱いについては変更しない。</p>
行政機構及び組織の取扱い	<p>市町村名に係る部分の文言整理をするとともに，新津市に地方自治法上の出張所がないことから，調整方針案に出張所に関する部分を盛り込まない。</p> <p>「(4)各市町村に設置されている地方自治法上の出張所については，住民サービスの低下を招かないよう配慮した組織とし，合併後の状況により再編，見直しを図る。」</p> <p style="text-align: center;">↓ (記述しない)</p>
一部事務組合等の取扱いのうち ・新潟県自治会館管理組合 ・新潟県交通災害共済組合 ・新潟県消防団員等公償組合	<p>左記 3 組合と新潟県町村人事事務組合，新潟県町村職員退職手当組合が，平成 16 年 3 月 1 日に統合され，新潟県市町村総合事務組合となったため，左記 3 組合に代えて，新潟県市町村総合事務組合の調整方針案とする。</p>

(3) (2)以外については，新潟地域合併問題協議会で合意した調整方針に変更なし。